

平成27年度地方公営企業関係主要施策

平成27年2月
総務省自治財政局

1 平成27年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成27年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額2兆5,400億円程度（前年度の2兆5,612億円に比べ約0.8%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は1兆6,200億円程度（前年度の1兆6,132億円に比べ約0.7%の増）となっている。

事業別には、下水道事業1兆5,200億円程度（対前年度比約0.6%の減）、病院事業7,300億円程度（前年度と同額）、上水道事業800億円程度（対前年度比約9.9%の減）、交通事業700億円程度（対前年度比約0.4%の減）等となっている。

平成27年度の新規施策等としては、公立病院改革の推進や公営企業会計の適用推進に対する措置等があり、所要の地方財政措置を講じることとしている。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成27年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成27年度の地方債計画の総額は11兆9,242億円で、対前年度比9,059億円、7.1%の減となっており、このうち公営企業債の合計額は2兆5,118

億円で、対前年度比 1,450 億円、6.1%の増となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 981 億円（対前年度比 1.0%の減）、水道事業 4,334 億円（対前年度比 8.7%の増）、病院事業・介護サービス事業 4,116 億円（対前年度比 0.2%の減）、交通事業 1,786 億円（対前年度比 0.2%の減）等となっている。

平成 27 年度の新規施策等としては、公営企業会計の適用に要する経費について公営企業債の対象とすること及び公営企業債の償還年限を延長することとしている。

② 公営企業債資金の確保

公営企業債分 2 兆 5,118 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,194 億円（対前年度比 245 億円、3.3%の減、構成比 28.6%）、地方公共団体金融機構資金 7,625 億円（対前年度比 441 億円、6.1%の増、構成比 30.4%）、民間等資金 10,299 億円（対前年度比 1,254 億円、13.9%の増、構成比 41.0%）となっている。

2 新規施策等の概要

(1) 政策課題に対する取組等

① 公立病院改革の推進に対する財政措置

【別紙 1】

病院事業については、地域の医療提供体制の確保等の観点から、平成 27 年 3 月までに新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定であり、また、引き続き公立病院の再編等を推進するため、所要の地方財政措置を講じることとしている。

② 公営企業会計の適用推進に対する財政措置

【別紙 2】

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間、公営企業会計の適用に要する経費について公営企業債を措置することとし、下水道事業及び簡易水道事業の元利償還金については、その一部を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。

③ 公営企業債の償還年限の延長

【別紙 3】

長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長することとしている（水道事業：最長 30 年→最長 40 年等）。

④ 公共施設等運営権方式の準備事業に対する財政措置

【別紙 4】

地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 27 年度水道事業債振替額

77 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 27 年度下水道事業債振替額

241 億円

3 平成 27 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 425 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 70 億円となっている。

事業別には、水道事業 2 億円、病院事業・介護サービス事業 1 億円、市場事業・と畜場事業 2 億円、下水道事業 17 億円等となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 70 億円の資金内訳は、財政融資資金 40 億円、地方公共団体金融機構資金 30 億円となっている。

③ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 15 億円を計上している。

公立病院改革の推進

- 平成27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定。
- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化など、地方財政措置を見直し。

1 新たなガイドラインの策定

(1) 策定時期

- H27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定

※ 厚労省の地域医療構想のガイドライン策定(H27年3月までに策定)と連携しつつ策定

(2) 内容の方向性

- 地方公共団体に対し、新たな公立病院改革プランの策定を要請
- 都道府県の策定する地域医療構想を踏まえ、公立病院が果たすべき役割を明確化するとともに、経営効率化や病院間の再編等を推進

2 地方財政措置の見直し

(1) 公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の見直し

① 再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置の重点化

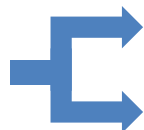
公立病院の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を創設し、その元利償還金の40%について地方交付税措置を講じる。

※ 地方交付税措置については、病床割を廃止し事業割に統一。

【現在】

【来年度以降】

30%地方交付税措置



通常の整備 …………… 25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備
…………… 40%地方交付税措置

② 都道府県の役割の強化

公立病院の新設・建替等に当たっては、医療介護総合確保推進法に基づき地域の医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな役割・責任を有する都道府県の十分なチェックを踏まえて、適当と認められるものに対し地方交付税措置を行う。

③ 建築単価の見直し

地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況を踏まえ、30万円/㎡から36万円/㎡に引き上げる。

(2) その他

公立病院の運営費に係る地方交付税措置(病床当たり単価:②6 707千円)の算定基礎を、許可病床数から稼働病床数に見直す等、所要の見直し。

公営企業会計の適用に要する経費に係る財政措置について

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要である。
- 公営企業会計の適用が企業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、これに要する経費について公営企業債の対象とする。

1. 発行対象事業

地方公営企業法非適用企業

2. 発行対象経費

公営企業会計の適用に直接必要な経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）

3. 発行対象期間

平成27年度～平成31年度（公営企業会計の適用拡大に係る集中取組期間）

4. 充当率等

- ・ 地方債の充当率 100%
- ・ 民間等資金
- ・ 償還年限 10年以内

5. 地方債計画計上額

60億円（公営企業各事業債の内数）

6. 地方債の元利償還に係る財政措置

下水道事業及び簡易下水道事業に対する公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。

例 下水道事業（処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道）：49%
簡易下水道事業：50%

※ なお、従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にあつては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

公営企業債の償還年限の延長について

- 地方公営企業においては、施設等の建設又は改良時に発行した企業債の償還期間と耐用年数との間に差があることにより、構造的に資金不足が発生
- 地方公営企業が、長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うためには、企業債の償還期間と施設等の耐用年数とのギャップを縮小することが必要
- 以上のことから、平成27年度以降に同意等を受けて発行する公営企業債のうち、財政融資資金を充当するものについて、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長
- この改正は、長期的な視点に立った健全な企業経営に資するもの

【対象事業等】

建設改良費の財源とするため、平成27年度以降に同意等を受けて発行する公営企業債のうち、財政融資資金を充当するものであって、以下の事業等に係るもの

事業等		平成26年度 償還年限	平成27年度以降 償還年限
水道事業		30 (30)	40 (40)
交通事業	都市高速鉄道事業	30 (30)	40 (40)
港湾整備事業	埠頭用地	20 (30)	40 (40)
	上屋	20 (25)	31 (31)
	荷役機械	15 (15)	17 (17)
病院事業・介護サービス事業	医療・看護用機械器具	5 (-)	10 (10)
下水道事業		30 (30)	40 (40)

※ () 内は利率見直し方式における償還年限

※ 据置期間については、現行どおりとする

※ 上記は最長の償還年限であり、各地方公共団体においては、地方債を財源として整備する施設等の耐用年数の範囲内で適切な償還年限を設定

公共施設等運営権方式の準備事業等に関する財政措置について

民間の資金・ノウハウを活用し、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とする観点から、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入を促進するため、その準備事業等に関する経費について、所要の地方財政措置を講じる。

1 背景等

「経済財政運営と改革の基本方針2014について」（平成26年6月24日閣議決定）において、「民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する」こととされている。また、「地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する」こととされている。

また、「日本再興戦略 改訂 2014」（平成26年6月24日 閣議決定）においても、公共施設等運営権方式のPPP/PFIについて、事業件数目標（空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件）が定められているところである。

こうしたことを踏まえて、国庫補助事業（国土交通省・厚生労働省）の対象となった公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入準備に要する経費の地方負担分について支援を行うこととする。

2 施策の概要及び財政措置

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の準備事業等に要する経費について、以下のとおり地方財政措置を講じることとする（平成27年度～28年度）。

- ・ 国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費（国庫補助金等の特定財源を除く。）の1/2について一般会計から繰出すこととする。
- ・ 具体的な財政措置の方法としては、一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる。

3 財政措置額

平成27年度措置額

地方財政対策措置額

81億円